（不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令等の廃止）

2　次に掲げる府令は、廃止する。

一　不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第二号）

二　不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）

三　不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十一号）

四　不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十三号）

（経過措置）

3　この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二条の規定により提出されたものとみなす。

様式第一（第９条関係）

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第９条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

1　報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

⑴　当該課徴金対象行為に係る商品又は役務	
⑵　当該課徴金対象行為に係る表示	ア　当該課徴金対象行為に係る表示の内容
	イ　当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際
⑶　当該課徴金対象行為をした期間	年　月　日から　　年　月　日まで

2　その他参考となるべき事項

3　添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

（記載要領）

1　報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

⑴　当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように１⑴の欄に具体的に記載する。

⑵　当該課徴金対象行為に係る表示

ア　当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、１⑵アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ　当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務の内容若しくは取引条件の実際を、１⑵イの欄に具体的に記載する。

⑶　当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を１⑶の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

2　その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容（特性等）、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

3　添付資料

⑴　当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し（テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの）等が考えられる。

⑵　前記１及び２に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記１⑶に記載した事項の裏付けとなる資料には「１―⑶」という番号を「備考」に記載する。

（その他一般的な注意事項）

1　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3　本報告書には頁番号を記載する。

4　本報告書をファクシミリ装置を用いて送信する場合は、誤送信することのないようにする。

5　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。